

長寿やまなし振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県社会福祉協議会が行う明るい活力ある長寿社会の振興を図るための事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則25号)に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この補助金は、別表の第1欄に定める事業を交付の対象とする。

(交付基準)

第3条 この補助金は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、(別紙様式1)による申請書により、知事に提出して行うものとする。

(交付条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次の各号によるものとする。

- (1) 事業の内容又は経費の配分の変更をする場合には、(別紙様式2)による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、(別紙様式3)による中止(廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定に準じ、知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。また、承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(別紙様式4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (5) 知事は、財産処分の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金

のうち取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

2 前項第1項ただし書に規定する軽微な変更の範囲については、別表の事業区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合とする。

(変更交付申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5条に定める申請手続きに従い、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 この補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは概算払いをすることができる。

2 山梨県社会福祉協議会は、補助金の概算払いを受けようとするときは、(別紙様式5)による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 この補助金の実績報告は、(別紙様式6)による事業実績報告書を、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

附則 (1) この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(2) この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
高齢者の社会活動に対する啓発普及事業	知事が必要と認める額	謝金、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料
高齢者の生きがいきり事業		
高齢者の健康づくり事業		
高齢者の地域活動支援事業		
事業諸費		